

16. 公共政策連携研究部

- I 公共政策連携研究部の研究目的と特徴・・・16－2
- II 分析項目ごとの水準の判断　・・・・・・・・・・16－4
 - 分析項目 I　研究活動の状況　・・・・・・・・・・16－4
 - 分析項目 II　研究成果の状況　・・・・・・・・・・16－6
- III 質の向上度の判断　・・・・・・・・・・16－8

I 公共政策連携研究部の研究目的と特徴

- 1 公共政策大学院は、公共的な部門で活躍する高度専門職業人の養成を目的とする専門職大学院であって、何より教育を主眼としているが、管理運営組織として設置母体となった法学研究科及び経済学研究科教員が参画する連携研究部を置くと同時に、教育に直接参画する教員のみで構成する教育実施組織としての教育部を設ける形で2つの組織を持たせて、平成18年4月に開学した。

連携研究部を組織した理由は、以下に掲げる設置計画書の記述（1 III 3 参照）が示すように、法学研究科及び経済学研究科において推進されている学術研究の成果を教育に反映させ、兼任教員及び非常勤講師の派遣など人的な支援も受けること、専門職大学院において開発・教授される実務的な知識を両研究科における研究へとフィードバックすること、の2点を円滑に推進するための組織であることに存する。

「公共政策教育部」と併せて「公共政策連携研究部」を組織することは、教育及び研究の両面にわたって重要な意味を有する。京都大学における高度専門職業人の養成は、単なる職業資格を得るための実践的授業に終始することや、試験合格や日常業務のノウハウを伝授することとはまったく異なる性格をもつことは、当然である。長期的な視野に立って問題の所在を探查し、真に公共的な利益の何たるかを判断し、また履行された政策を客観的に評価する能力を備えた人材を養成・供給することこそが、本大学院に課せられた使命である。こうした使命に応えるためには、基礎的ならびに先端的分野の双方を専攻する研究者教員の達成した研究成果を、実務家教員との密接な連携の下に、教育に反映させることが求められる。また、従来から両研究科において研究されてきた対象領域は、きわめて関係の密接な隣接学問領域であり、とりわけ今日では「法と経済」「政治経済学」「国際政治経済」「公共経営」「公共哲学」など、学際的な研究分野が急速に発展しつつある。こうした分野における第一線の研究者を擁する両研究科にとって、連携研究部を通して本大学院の運営に関わることは、教育のみならず研究の面においてもきわめて積極的な効果を生むことが期待できるのである。京都大学における高度専門職業人養成は、研究という地盤の上にはじめて成立し、相互に発展していくものであり、本大学院の組織形態は、それを円滑に進めることを目的として設計されている。

- 2 本大学院は、公共政策第1講座及び公共政策第2講座で構成している。公共政策第1講座に所属する研究者教員（8名）は、すべて法学研究科又は経済学研究科の教員を兼任しており、各人の個別研究や共同研究は、両研究科をベースにして遂行されている。したがって、これらの教員の研究に関する詳細な評価は、兼任している法学研究科又は経済学研究科の現況調査と全面的に重複することになる。

そこで、ここでは、公共政策第1講座の教員に関する言及は主要なものにとどめ、公共政策第2講座に所属する4名〔2名の専任教員（実務家教員）と2名の特別教授（専門職大学院に認められている見なし専任教員）〕の研究活動の現況と成果を中心に記述することとする。

- 3 公共政策連携研究部に固有の研究の第一は歴史の浅い専門職大学院における

教育手法の開発に関わる研究であり、第二は研究科における研究に比してより直接的な社会的意義を有し、かつ本大学院教員の共同研究の形をとった研究である。連携研究部長を研究代表者として平成 19 年度科学研究費補助金の基盤研究（A）に申請した「社会格差における論点整理と是正のためのシステムの構築に関する研究」は、この意味における共同研究の試みであったが、採択されるに至らなかった。そこで以下では、専門職大学院における教育手法の開発に関わる研究についても現況を調査し、評価することにする。

[想定する関係者とその期待]

冒頭に述べた目的と特徴から、公共政策大学院は、社会的責任を担っている国内外の公共的な部門、すなわち官公庁・国際機関・シンクタンク・報道部門・NPO や NGO などに従事する関係者を主として想定しているが、近年特にその社会的責任が強調される民間企業も念頭に置いている。

これらの機関・団体・企業などが専門職大学院としての公共政策大学院に特に期待しているのは、公共的観点から現代社会の諸問題を的確に把握する分析能力や多様な知識を総合して政策を形成する制度設計能力を十分に備えた人材を育成することであり、研究者教員・実務家教員ともに求められるのは、そうした能力を十分に涵養するとともに、理論と実務とを架橋する研究であって、上記の教育手法の開発に関わる研究もその一環である。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

1 まず、専門職大学院における教育手法の開発に関わる研究に関して、平成 18 年度「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に申請を行ったが、前記のように採択されるに至らなかった。また、平成 19 年度と同プログラムについては、公共政策系の専門職大学院には申請資格がなかった。

しかし、平成 18 年度に「公共政策専門教育内容の高度化および教育メソッドの開発調査」のために「総長裁量経費」を獲得して研究に着手する（後記参照）とともに、平成 18 年度の「特別教育研究経費」により平成 19 年 3 月に完成した専用施設に RPG 室——政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的としたプロジェクターと AV 機器からなる設備を備えたロールプレイング室をいう——や機能的な机・椅子等、専門職大学院に相応しい実践的高度教育設備を設置することができた。

このうち、「総長裁量経費」による調査・研究については、海外調査として、佐伯教授が、2007 年 3 月 5 日ハーバード大学 JF ケネディ公共政策大学院、3 月 7 日プリンストン大学 W. WILSON 公共政策大学院を、また秋月教授が同年 2 月 11～13 日にオーストラリア国立大学・クロフォード経済行政大学院、3 月 12～13 日に香港大学政治行政大学院をそれぞれ訪問し、学部長や関係者と面談して意見交換を行い、貴重な知見を得た。他方、国内調査は聞き取りや様々な交流機会を通じて行われたが、代表的な取組みとしては、今仲・楠両教授が、同年 2 月 20～21 日に、財務省・国土交通省・人事院・総務省で人事担当の課長等と面談し、公共政策大学院に期待される教育内容等について意見交換を行った。これら面談調査で得られた情報や知見を分析し、本大学院として採用すべき事項の検討を目下進めている。

2 他方、公共政策系の専門職大学院が全国的にきわめて少ない現状では、本大学院での日々の教育活動それ自体が教育手法の開発と結びつく実験的な意味を有している。そうした意味を帯びた特徴的な教育活動を列挙すると、以下の通りである。

① 双方向的な授業

1・2 年生合わせて 80 余名の規模であることから、展開科目・実践科目・事例研究の多くの科目が演習形式の授業となっており、教員と学生の間で活発な質疑応答が行われ、それ自体が新しい教育手法の開発に資するといえる。

② 複数の教員による共同授業

必修科目「公共政策論」が法学・政治学・経済学・経営学を専門とする 4 名の教員のリレー授業であるほか、「外交政策」「グローバルガバナンス」「立法政策・技術」「中央省庁政策評価」「地方自治体政策評価」等が 2 名又はそれ以上の教員による共同授業である。また、研究者教員と実務家教員が意見を交換しながら進める事例研究「政府間関係」「NPO の理念と活動分析」のような特筆すべき授業も開講されている。これらはいずれも、実務と研究を架橋することが求められる専門職大学院にとって、重要な意義を有している。

③ インターネットの活用

「統計調査手法」「行政と情報化」「国際金融政策」「金融政策：理論と実際」といった科目で、インターネットを活用した。学生は、授業の場以外でも LAN と接続された自習室で予習・復習を行うことにより、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる。

④ インターンシップ

インターンシップは、専門職大学院においてきわめて重要な科目である。本大学院では平成 18 年度に試行し、その結果を教授会で慎重に検討した後、19 年度に本格的に実施した。これに伴って、19 年度に京都大学から「インターンシップ経費」を獲得し、京都・大阪・東京所在の省庁・地方事務所・自治体等で教員が聞き取り調査を行った。

以上を通して得られた知見は、教務委員会、FD 委員会及び評価・広報委員会における審議の材料として、平成 20 年度カリキュラム作成作業に取り入れられ、今後の教育に実際に反映させることにしている。

また、平成 19 年 5 月には、韓国の世宗研究所が行う「国政課題（日本）研修」のため、本大学院において専任教員 3 名が講義を提供した。世宗研究所は、韓国のトップクラスのシンクタンクであると同時に、現役の公務員の再教育機関として名高い。こうした研究所と一定の連携を構築することは、本大学院における教育と研究を対外的なネットワークの下で遂行していく第一歩となるものであり、今後もこうした交流を継続することで両者は一致した。この他にも、平成 18 年度・19 年度には多くの海外の大学院や研究機関と連携する話合いがもたれたが、現在のところ交流協定の締結までには至っていない。

3 公共政策第 1 講座に所属する研究者教員の研究状況について主要なものを述べると、十数年来の統治構造改革論議に「憲法秩序と憲法改革」という分析枠組みを提供して議論の展開を期した大石教授の単独著『憲法秩序への展望』、今日の政治理論に広範な影響を与えているハイデガーの哲学を政治思想史的に解明した小野教授の論考「ハイデガーは決断主義者か——『存在と時間』の政治思想史的読解」、そして、比較福祉国家研究の理論的水準を踏まえた普遍的な政治経済学的枠組みに基づいて理論的・実証的に日本福祉レジームを分析する新川教授の単独著『日本型福祉レジームの発展と変容』を始めとして、それぞれの学問領域を指導する研究成果が継続的に公表されている。

4 次に、公共政策第 2 講座に所属する実務家教員の研究状況に関して述べると、教育手法の開発という点で、とりわけ実務家教員の貢献は大きい。専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）科目の多くを実務家教員が担当しており、これらの科目における教育手法を開発するために試行錯誤を重ねるとともに、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力している（添付資料 1 実務家教員の授業記録（抜粋）参照）。専門職大学院に求められる実務家による講演・セミナー等に関しても、実務家教員は力を発揮している。

他方、実務経験に基づく研究という点でも、各実務家教員は各々のテーマを追求している。例えば、「量的緩和政策の効果と副作用」「資産価格上昇下での金融政策運営のあり方」「1980 年代後半の日本におけるバブル発生の原因」「公務員制度の改革」といったテーマがそれであり、それらの成果を研究科で報告するとともに雑誌論文等で旺盛に発表している。この研究成果という点で特筆すべきは、実務家教員が審議会等で多くの委員を務めると同時に、研修所の講師を務めたり、一般市民向

けの講演等を通して社会に還元したりしている点である。これも専門職大学院が有している重大な任務であり、この点で実務家教員の貢献はきわめて大きいと判断している。

観点 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点に係る状況) 該当せず

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 歴史の浅い専門職大学院における研究のあり方については、なお試行錯誤の段階にある。とりわけ開学後3年目を迎えたばかりの本大学院の場合、当初の2年間は、設置計画書の記載通りの教育を行うことに全力を注ぐ必要があった。

しかしながら、このような状況の下で、本大学院では、研究者教員を中心にこれまでの専門的な研究活動を継続し発展させるとともに、専門職大学院に相応しい研究を可能な限り行って来たと判断しうる。とりわけ研究成果の社会への還元という点では、実務家教員を中心に多大の貢献を行ってきたと判断しうる。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1)観点ごとの分析

観点 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)

(観点に係る状況)

1 Iの2で述べたように、公共政策第1講座に所属する研究者教員(8名)は、すべて法学研究科又は経済学研究科の教員を兼任しており、各人の個別研究や共同研究は、両研究科をベースにして遂行されている。これらの教員の研究に関する詳細な評価は、兼任している法学研究科又は経済学研究科の現況調査と全面的に重複することになる。したがって、ここに詳述することはしないが、先に示した研究活動の状況が示しているように、それぞれこれまでの研究蓄積を最大限に生かした、きわめて高い水準の研究書・論文を精力的に発表するとともに、その成果を講義等で活用している。

他方、公共政策第2講座に所属する4名の専任教員(実務家教員2名と特別教授2名)は、とりわけ専門職大学院に特徴的な事例研究(ケーススタディ)科目の多くを担当し、これらの科目における教育手法を開発するために試行錯誤を重ねるとともに、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努めている(別添 参考資料1 実務家教員の授業記録 参照)。また、Iの4で述べたように実務家教員が審議会等で多くの委員を務めるなど、その成果は着実に現れている。

2 専門職大学院における教育に関する研究成果という点については、上記のような研究者養成を目的とする大学院とは異なる少人数教育・双方向的授業・情報機器を

利用した授業などを開学後の2年間に積極的に行って、大きな成果を挙げつつある。この点は、学生による授業評価に現れた学生の満足度の高さからも明らかである。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 研究者教員を中心とする研究成果を生かすとともに、専門職大学院における教育方法の開発に関する研究が成果を挙げていることは、学生及び社会の受入から好意的に評価されていること、及び平成18・19年度に実施した外部評価委員会において高い評価を得たことから、明らかである。

平成19年度 外部評価委員会委員の評価書(抜粋)

A委員 当大学院は順調な発展を遂げており、全体として高い評価が与えられるという点を指摘しておきたい。たとえば、教育の結果が現れる就職内定状況も概ね順調であり、公務志向も強く認められるなど、社会的な役割を果たしていることが伺える。また、2年目になって、従来から要望の強かった実践志向の授業科目が定着し、例えば昨年の委員会で指摘した研究者教員と実務家教員との共同授業なども多くなり、交流が活性化していることを示している。そのほか、授業アンケートの結果などからも、質の高い授業が提供されている様子が伺われる。(下略)

B委員 私は、本学の公共政策大学院については、総体的には、かなり高い評価をして良いと考えている。ただ、具体的に次に述べる諸点について、更によりよい大学院を目指す観点から評価をさせて頂いた。①カリキュラムについて(略)、②学生募集について(略)、③教員について/基本的には優秀な教員が授業を担当されていると考える。さらに京大の他の学部や研究所などからも専門的な人材を加えればより幅の広い布陣になると思う。(下略)

C委員 評価書も2回目であるので、少し違った角度から、2点について意見を述べてみたい。第1点は、教育科目についてであるが、ほぼ全ての分野にわたって設定されており、教育充実への配慮が伺える。(下略)。

第2点は、特定の地方公共団体の個別の行政分野の進め方について、関連法令の理解を基に実情調査を経て、問題点を摘出して議論されている授業を参観したが、こうした事例研究は有益だし、是非、充実させて頂きたい。

D委員 授業が教員かつ学生への一方通行ではないということは、特に小人数の授業では重要であり、学生が何を期待しているかを教員の方で把握し、これを考慮する形で授業計画を策定することが望まれる。また、自由記述欄を設けられており、十分に活用いただきたい。(下略)

E委員 18年度の授業評価で、76%の学生が「非常に有益」または「ある程度有益」と答えるなど、満足すべき成果が挙げられているようである。特に基本科目に対する授業評価では、学生の多くが、非常に難易度が高く、予習復習に多くの時間を割く必要があるとする一方で、教員の熱意が非常に感じられ、授業に興味を惹かれ、希望進路にとって非常に有益であったと評価している。たいへん充実した授業が行われている。(下略)

F委員 単に公務員を志望するだけの学生ではなく、日本社会の変革を担う志高い学生が集う本大学院には、今後も、我が国行政をリードする人材を多数、育成・輩出されることを期待する。(中略)

今後、自治体改革を内部から担うべき地方公務員人材の資質・能力向上に、公共政策大学院が果たすべき役割は大きい。本学大学院におかれても、地方行政のレベルアップを目的とした公務員向け講座を設けるなど、人材育成の面から、地方改革を後押ししていただきたい。

Ⅲ 質の向上度の判断

開学後2年余りの歴史を有するにすぎない本大学院の研究に関しては、それ以前と比較しての質の向上度の判断はできないが、下記の理由から相応の水準にあると評価しうる。

①事例1「研究成果の社会への還元」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組) 研究者教員(8名)は、SSに相当する業績を3編公表しており、実務家教員(4名)も、各自の実務経験を研究としてまとめる作業を行うとともに、豊かな経験に裏打ちされた知見を積極的に社会に還元している(一般市民向けの連続講演会の開催、市町村議会議員向けの税務講習、台湾の行政官向けの研修会講師等)。

②事例2「外国の大学等との合同研修会の開催」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組) 韓国の世宗研究所、オーストラリアのクロフォード経済行政大学院との合同研修会が開催されたほか、中国・浙江大学公共管理学院訪日団の来訪予定など、外国からも注目されている。

③事例3「中央官庁との合同講演会等の開催」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組) 本大学院開設以降、当大学院教員を介して、人事院と本学とで「霞が関特別講演」と銘うって全省庁幹部による当該省庁の業務等説明会(毎木曜日午後、全8回)を開催しているほか、各省庁等においてインターンシップ学生の手入れが積極的(外務省2人、経産省3人、防衛省2人、文科省1人、人事院2人)であるなど、国内においても注目されている。